

平成30年第11回教育委員会議事録

平成30年7月11日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成30年7月11日（水）午後2時00分～午後2時23分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
教育人事企画課長

学校整備部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 鈴木 雄一
中央図書館長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 高山 靖

特別支援課長 阿部 吉成 学校支援課長 高沢 正則

学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備課長 岡部 義雄

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 平崎 一美
所

済美教育センター統括指導主事 寺本 英雄 済美教育センター統括指導主事 古林 香苗

済美教育センター就学前教育担当課長 東口 孝正 中央図書館次長 加藤 貴幸

副参事 倉島 恭一
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 担当書記 小野 謙二

傍聴者 5名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 平成29年度体罰等実態把握調査の結果について
- (2) 区立小中学校・特別支援学校・子供園のブロック塀等の点検・調査結果について
- (3) 通学路におけるブロック塀等の安全対策について

目次

報告事項

- (1) 平成29年度体罰等実態把握調査の結果について・・・・・・・・・・ 4
- (2) 区立小中学校・特別支援学校・子供園のブロック塀等の点
検・調査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 通学路におけるブロック塀等の安全対策について・・・・・・・・ 5

教育長 ただいまから平成30年第11回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、本年7月1日付人事異動に伴う説明員につきまして、事務局次長よりご紹介申し上げます。

事務局次長 7月1日付の人事異動によりまして、部長級職員1名の説明員がかわりましたので、ご紹介を申し上げます。学校整備担当部長、中村一郎でございます。

学校整備担当部長 学校整備担当部長の中村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局次長 以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

庶務課長 続きまして、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。それでは、本日の議事に入ります。報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「平成29年度体罰等実態把握調査の結果について」、教育人事企画課長からご説明申し上げます。

教育人事企画課長 私からは「平成29年度体罰等実態把握調査の結果について」、ご報告いたします。

これは昨年度東京都教育委員会が実施いたしました都内公立学校における体罰等の実態把握調査について、杉並区の案件を報告するものでございます。

調査対象、対象期間、調査方法につきましては、記載のとおりでございます。

結果でございますが、平成29年度杉並区に係る体罰事案はありませんでした。引き続き体罰等の防止につきましては、校長会や副校長会において管理職への指導を徹底していくとともに、各学校において東京都からの資料を活用しながら、サービス事故防止研修を実施し、サービスの厳正についての教職員の意識を高めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

久保田委員 体罰事案につきまして、今回杉並においては「なし」ということで、本当に喜ばしいことだと思います。日ごろから校長会をはじめ各学校での研修等を含めて取り組まれていることに対して、心より感謝を申し上げたいと思っています。

その中で、この態様別で「体罰」、「不適切な行為」、「指導の範囲内」とあるのですが、これでいうと体罰はもちろん「なし」で、2番目、3番目の「不適切な行為」、「指導の範囲内」は全都的な人数が多いのですが、これにも今回杉並は入らないということでしょうか。

教育人事企画課長 今回、体罰について事案はございませんとご報告させていただきましたが、杉並から上げた案件の中に「不適切な行為」及び「指導の範囲内」というものはありました。

對馬委員 今、体罰はないけれども、不適切な指導というのはあったということでしたけれども、いろいろ対応について先生方の研修とかはたくさんなさると思うのですけれども、そのときに、先生たちにはどのような対応をするのがよいというような研修をなさっているのか、ちょっと簡単に教えていただいでよろしいでしょうか。

教育人事企画課長 例えば不適切な行為というのは、子どもがなかなか言うことを聞かないときに頭を押さえるとか、こういったものも実は不適切な指導の行為の1つとなっています。教員の研修については、もちろん体罰がいけないという法的な裏づけのお話をします。ただ、法律でいえないからやっではいけないというのではなくて、子どもを1人の人間として、1人の人格を尊重するという視点から、やはり体罰をすることは許されないことであると。言うことを聞かないからたたいたということは、これは指導ができない証拠であり、しっかり指導力をつけていかなければなりませんというお話をさせていただいて、意識の高揚を図っているところでございます。

庶務課長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、区立学校及び通学路のブロック塀等の緊急点検・調査結果に関するものとして関連がありますので、報告事項2番「区立小中学

校・特別支援学校・子供のブロック塀等の点検・調査結果について」及び報告事項3番「通学路におけるブロック塀等の安全対策について」をそれぞれ学校整備課長、学務課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 「区立小中学校・特別支援学校・子供のブロック塀等の点検・調査結果について」、ご報告申し上げます。

去る6月18日に発生いたしました大阪での地震によりまして、小学校のブロック塀が倒れて、児童が犠牲になった痛ましい事故を受けまして、区内の全ての区立小中学校、特別支援学校、子供のブロック塀等の施設管理者による緊急点検、さらには技術職員による詳細点検調査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。

1番が点検の時期でございますが、地震発生後、直ちに施設長による緊急点検を21日までに実施いたしました。その後、同時に20日から29日にかけて、技術職員による全校の調査を行ったというものでございます。

調査の担当課については、学校整備課以外に子供園については保育課、さらには営繕課の職員の協力を得て実施をしております。

3番目に、点検の調査項目の内容でございますが、ブロック塀及び万年塀につきまして、以下の項目を確認しております。ブロック塀の高さ、または厚さ、控壁の有無、間隔等々、現在の建築基準法に適合しているか。ただし万年塀は基準がございませんので、その点については適合、不適合について判定をしております。

2番目に、著しいひび割れ、破損または傾斜が生じていないかということを確認しております。

結果については、下の一覧に書いてございます。

調査対象が小中、特別支援学校、子供園を含めて71施設ございます。ブロック塀があった学校施設につきましては、全部で23施設、そのうち基準法に適合していないブロック塀については、小学校が5校、中学校5校、子供園1校の全部で11施設でございました。

ただし、この中で著しくひび割れ、破損、傾斜等で直ちに倒壊するというおそれのあるブロック塀についてはゼロであったとなっております。

裏面をご覧くださいければ詳細が載っております。杉並第一小学校以下、高井戸西子供園まで11施設でございまして、不適合の内容といたしましては、控壁の間隔が基準より広い、または控壁そのものがない、も

しくは高さが基準を超えているというような内容でございました。

一番緊急性が高いものについては、控壁がなく、さらに道路に面しているというものですが、これらの学校につきましては、既にその後ろに鉄パイプ等で補強して倒れないような処置を緊急的にとったということでございます。その後、この夏の時期にフェンス等への取りかえ、または高さが高い場合には上部を切断、撤去する等々の処置を応急的に行って、安全対策をしっかりと行ってまいりたいと考えてございます。

2番目に、一番下、万年塀が書いてございます。直ちに危険な箇所がないということは確認をしておりますが、ひび割れだとか破損している箇所があるところは、小学校4校、中学校1校について確認しております。ただしブロック塀と比較して全面的に倒壊するというおそれがないということになってございますので、処理の時期、方法については今後検討した上で、順次適切な補修等を行ってまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

学務課長 私からは「通学路におけるブロック塀等の安全対策について」、報告させていただきます。

今、報告事項2番にありましたとおり、大阪北部の地震を受けまして、区の都市整備部が区内のブロック塀等の一斉調査を行ったところ、通学路沿道で倒壊の危険性が高い要改善の塀等が39カ所あることが判明したので、その結果と対応策について、以下のとおりご報告させていただきます。

調査日時、平成30年6月19日火曜日、調査方法ですけれども、都市整備部職員が目視による状況確認、傾き調査等を実施しました。

調査対象は、区がこれまでの調査で倒壊の危険が高いと確認している28件に加えまして、区民からの調査要望箇所40件を加えた68件となっております。そのうち通学路沿道が45件ございます。

調査結果ですけれども、既にもう改善済みということで、それが11件、通学路沿道件数は6件、未改善が57件、通学路沿道件数が39件となっております。

通学路における対応策ということで、4点ほどまとめさせていただいております。

通学路上に面した39の危険箇所を記載した地図情報を各学校に提供して、各校での児童・生徒の安全指導を実施しているところでございます。

2番目ですけれども、通学路の状況により必要な場合は当面の間、当該危険箇所を迂回するなどの緊急回避措置をとるということでございます。

この危険箇所の3番目ですけど、改修等に時間がかかる場合は、通学路の変更等について学校関係者と協議を行ってまいりたいと思っております。

最後になります。小学校においては、学校関係者などと危険箇所の点検を実施して、今後、毎年作成しております「学校安全マップ」に内容を反映していくということを考えております。ただ、情報の取り扱いは慎重に取り扱っていくというところで考えているところでございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

折井委員 最初の学校のブロック塀の裏面の6番、7番のところちょっと気になるのでお伺いしたいのですけれども、こちらは高さを切りますということのようなのですけれども、これはまだなさっていないのですよね、今後ということ。

学校整備課長 今後行うところでございます。

折井委員 今のこの段階では、控壁はないものもあるのですね。ということは地震がない限りは大丈夫だと思うけれども、少し危険ではあるということなのではないでしょうか。

学校整備課長 例えば4番の桃一小について、控壁がない状態で道路に面しているというのがありますので、応急的に裏に鉄パイプを通して、倒壊しないような応急処置をとっています。さらにこの夏の時期に業者に依頼してフェンスにかえるという工事に着手したいと考えております。

例えば7番の阿佐ヶ谷中学校ですが、実際に控壁がない状態ですが、実態としてはマンションとの境にあるもので、マンション側にもフェンスがあり、学校側も防球フェンスがあつて、サンドイッチされて、実際には物理的に倒れないだろうということがあるので、少し時間はかかりますけれども、フェンスを一旦外して上を切ってしまえば安全な壁になるというものでございます。

折井委員 安心いたしました。では、いずれのケースも対応は、本当に緊急なものに関しては、もうやりましたということなのだと思うのですけ

れども、例えば11番は「応急対応中」とありますけれども、基本的に差し迫って何か起きてしまうという状態ではないという理解でよろしいですか。

学校整備課長 一応そういう技術系職員による調査の結果ですが、ただし、保護者の不安等もございますので、この夏の時期に全ての対策を実施するというところで、今、業者にも実際に見積もりをとって、来週以降着手できるように段取りを組んでいるということです。

折井委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

伊井委員 早急なご対応に本当に感謝するところでございますし、また、情報に関しては慎重な部分がありますので、このような対応は学校を通してでもいいのかなと思いますが、保護者を含め区民の方々にお知らせすることは大変重要なのかなと思っております。

個別に学校によって、例えば家庭の方から希望があった場合には、学校単位で一時的な通学路の変更というような形はとれるのでしょうか。

学務課長 ケース・バイ・ケースといたしますか、基本は通学路もいろいろ総合的に考えて指定しているところではあります。今回の緊急事態というか、こういった状況がありますから、現場の状況を確認して、学校とも協議をして変更を行う必要があれば考えていきたいと思っております。

伊井委員 わかりました。このことに限らずに、今回、命が奪われてしまったので、本当に痛ましいと思っておりますが、子どもたちの周りにある危険というのは、本当に考えも及ばないところでいろいろな形で来る場合もありますし、道を歩いていても別に通学路だけではなくて様々なところに、子どもを含め我々もですけれども、行くときに本当に自分の身を自分で守っていくような危機管理、みずからの危機管理に関して、また先生方と一緒に学ぶような機会が子どもにとってもあるといいのかなと思いますので、ご検討いただけたらありがたいなと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

済美教育センター所長 子どもたちに、みずからの命を守るために危険を察知して回避する能力を育てるというようなことで、保健体育の授業の中でも校内での危険箇所、それをどう回避していくかという指導をしたり、あと安全指導、また方面別下校とか集団下校の中で、地域の中の危

険箇所というのを教員と一緒に確かめていくというようなことで、あらゆる取組をしながら、子どもたちの危機回避能力というのを高めているところがございます。

伊井委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

折井委員 引き続き通学路についてお伺いしたいのですけれども、通学路における対応策というところで、地図情報を各学校に提供して、子どもたちへの安全指導を実施するということなのではございますけれども、これは地図をその学校の通学路にかかわるところに関して、子どもたちに具体的にここはちょっと塀が高いよ、気をつけようねといったような指導を具体的にするということなのではのでしょうか。

学務課長 区内全域の危険箇所を示した地図情報を提供しているところです。先日の校長会を通して、この地図情報を活用して指導を行っていただくということで、個々具体的な指導については、その危険箇所をまず確認しないと実際の指導はできないと思いますので、校長先生、副校長先生のところでまずその場所を確認していただいて、子どもたちに危険箇所の指導をしていただければと思っていますところです。

折井委員 引き続きお伺いしたいのですけれども、この通学路で危険があると確認されている箇所、未改善の57件については、もしも民家だとしたら、そのお宅に、ここは危険ですよといったようなお声がけをしているのでしょうか。というのはやはり危険があるということは恐らく古いところが多いのかなと思うのですが、やはり年配の方がお住まいのケースもあるかと思うのですが、毎日本当に何年も何年も何十年も住んでいると、少しずつひび割れている、少しずつ割れてきても、案外ご本人はその危険性にお気づきでないケースもあるのかなと思うのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

学務課長 既にそういった地域の中でかなり危険だと言われているところについては、地震が起きてから直接苦情、要望が区にも入っているところがあります。そういったところについては、今までも都市整備部の所管課もアプローチをしたりということがあります。ただ、今回、こういうことがまた起きていますので、引き続き個別に当たったりということもあります。

ただ、全箇所ということではないですけど、先ほど申し上げた学校の中での安全指導の中で必要があって、あるいは教育委員会の方で直接そ

ういったところに働きかけということがあれば、私たちも一緒に対応していきたくて考えているところです。

久保田委員 大阪での地震及びブロック塀倒壊事故等を機に、こちらでの緊急の対応、あるいはこれからの対応等、本当にありがとうございます。

話はかわるのですが、災害で今、西日本の集中豪雨、大変な被害が出ています。水害で思い出したのは、杉並でいうと13年前ですか、2005年のゲリラ豪雨というか、とんでもない善福寺川の氾濫で、学校においても浸水、あるいは停電、休校、あるいは救援所として使われるといったことが起きたりとか、学校もいろいろ大変だったのを思い出します。そういったことでいいますと、もう天災は忘れたところにやってくるのではなくて、天災は忘れないうちにやってくるのが今で、こういった水害等についても、今回の地震のことに限らず水害対策というか、各学校において、また各地域においていろいろ取り組まれてきていると存じ上げておりますが、その辺、改めて各学校の震災救援所の取組も含めて、区としての現状というか、取組等について教えていただければと思います。

学校整備担当課長 例えばなのですが、学校改築のときに、和泉学園などでは、過去の水害、氾濫の水位の状況を調べまして、その水位より高い位置に1階の床だとか、電気回りの設備が水に覆われないような高さに行っているなど、そういった過去の災害事例をもとに改築の計画設計などを行っているケースがございます。

庶務課長 今、学校整備課の方から話がありましたハード面でのそういった工夫に加えて、防災課、危機管理対策課による区全体の水防対策というのは土のうの配備なんかも含めまして、迅速に行われるような体制整備というのは常に見直しを行っているところです。あわせて震災救援所といいますか、学校での対策も、これはそれぞれの学校で、例えば保護者への連絡体制ですとか、そういったことにもきちっと周知をしていると理解しております。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項2番及び3番につきましては、以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会の日程でございますが、7月25日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。